

釜石地方振興局長告示第2号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定に基づき岩手県が管理する港湾施設の概要は、次のとおりである。

平成22年3月23日

釜石地方振興局長 若 林 治 男

港湾名	港湾施設の種類	名 称	位 置	数 量	能 力
釜石港	保管施設 野積場	コンテナ専用野積場	釜石市港町一丁目	6,950平方メートル	別紙図面のとおり

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部港湾課及び釜石地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。